

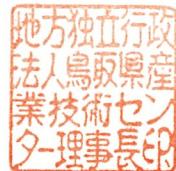


第202100001014号

令和3年12月22日

鳥取県知事 平井 伸治 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 高橋 紀子



地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与規程の一部改正について（届出）

このことについて、下記のとおり改正しましたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第48条第2項の規定により届け出ます。

記

改正の概要

当センターの役員が公務のために旅行をするときの旅費の額と支給方法を明らかとするため、別添のとおり一部改正するもの。

（担当）総務部総務室 岡
電話 0857-38-6200

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与規程の一部を改正する規程

(地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与規程の一部を改正する規程)

第1条 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与 <u>等</u> 規程	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与規程
(目的) 第1条 この規程は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与並びに旅費について必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規程は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与について必要な事項を定めることを目的とする。
<u>〔一部改正〕令 3.12</u>	
(旅費) <u>第10条 役員が、職務のため旅行したときは、旅費を支給する。</u> 2 前項の旅費の額は、職員の例による。 <u>〔一部改正〕令 3.12</u>	
(雑則) 第 <u>11</u> 条 この規程の実施に関し必要な給与及び旅費の支給に関する事項は、職員の例に準じる。 <u>〔一部改正〕令 3.12</u>	(雑則) 第 <u>10</u> 条 この規程の実施に関し必要な給与の支給に関する事項は、職員の例に準じる。

附 則

この規程は、令和3年12月22日から施行する。